第明治三十五種郵便物認可

平成２８年（フ）第６８号
高知県香南市夜須町手結山1593番地22、開始決定時の住所高知市葛島４丁目６番32号
破産者　隅田　遼介
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９５号
高知県香南市赤岡町183番地８、開始決定時の住民票上の住所高知県香南市香我美町上分1007番地９
破産者　別府　博雄
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０２号
札幌市豊平区美園８条７丁目３番４号美園住宅504―52号、開始決定時の住所北海道室蘭市中央町４丁目７番２―21号室蘭入江住宅501棟
破産者　澤田　眞治
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１００号
青森県むつ市旭町９番85号、開始決定時の住所青森県むつ市宇田町12番18号
破産者　佐々木由衛
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
埼玉県所沢市南住吉３番14号　吉崎照太郎方、開始決定時の住所青森県むつ市松山町15番８号
破産者　吉崎久美子
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
青森県むつ市下北町23番35号　パークまさかりＤ、開始決定時の住所青森県むつ市山田町21番25号　山田西公舎Ｄ－３
破産者　多田　英史
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６０号
青森県弘前市大字北園１丁目６－２　一般財団法人愛成会　弘前愛成会病院、住民票上の住所青森県南津軽郡藤崎町大字常盤字一西田23番地14
破産者　齋藤美邦子
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９０号
京都府宇治市大久保町山ノ内11番地
破産者　中瀬　孝一
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５１２号
奈良市杏町57番地の１　セゾン・ドゥ・エトワール105号、破産手続開始決定時の住所京都府相楽郡精華町光台６丁目14番地２
破産者　久保田和久
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６３４号
京都市下京区下魚棚通猪熊東入下魚棚４丁目362番地
破産者　北村　浩司
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７０９号
京都市右京区西京極午塚町79　アウル高辻405号、住民票上の住所大阪府枚方市長尾谷町３丁目44番８号
破産者　清水　秀樹
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
奈良県大和郡山市九条町1043―31
破産者　藤田智左男
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

免責許可決定

平成２９年（フ）第２３７号
長野市篠ノ井御幣川967番地１　ヴィラ竹内桐
破産者　浦澤　瑠香
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３９号
長野市安茂里小市２丁目12番19号
破産者　繁田　郭子
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４号
長野市安茂里小市３丁目13番１―405号
破産者　竹原　裕尋
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０号
北海道稚内市中央４丁目15番39―405号　ハイツあさかぜ
破産者　長谷川直樹
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所稚内支部

平成２９年（フ）第４１０号
沖縄県中頭郡西原町字我謝665番地、住民票上の住所鹿児島県大島郡徳之島町亀津7498番地１　505号
破産者　樋口　敏彦
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第２号
沖縄県那覇市前島３丁目19番５号　エミネンス前島601
破産者　浜田　愛理
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部